

令和 8 年度運輸安全マネジメントに関する取り組み

西東京観光バス株式会社

安全方針

1. 常に安全を最優先に、事業・サービスを推進します。
2. 常に法令・規則をよく理解し、これを守り、誠実に事業に取り組みます。
3. 常に安全管理体制をチェックし、その向上に努めます。

1. 輸送の安全に関する基本方針

- ・代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすとともに、各営業所と密接に連携、協力し、一丸となって輸送の安全向上に努めます。
また、職場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。
- ・輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めます。また輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 代表取締役及び役員、社員の安全にかかわる行動規範

- ・安全に対して強い意識を持ち安全行動を確実に実践して無事故に努めます。
- ・常に輸送の安全に関する法令及び関連する規定をよく理解し、基本動作を実践し推測に頼らず最も安全と思われる行動をとるように努めます。
- ・健康起因事故防止のため、運転者の適正な健康管理を推進します。
- ・情報は洩れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- ・常に安全に対する問題意識を持ち、必要な変革を推進します。
- ・事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置に努めます。

3. 輸送の安全に関する重点施策

- ・輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守します。
- ・輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。

- ・輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- ・輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- ・輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施します。

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

- ・令和7年度 0件

5. 輸送の安全に関する目標と達成状況

☆令和8年度の目標

- (1) 重大事故発生件数 0件
- (2) 有責事故発生件数 0件
- (3) アルコール検知事案 0件

☆令和7年度の達成状況

- (1) 重大事故発生件数 0件
- (2) 有責事故発生件数 0件
- (3) アルコール検知事案 0件

6. 令和8年度の輸送の安全に関する計画

- ・安全スローガンの設定
- ・運輸安全マネジメント会議の開催（年1回）
- ・社長はじめ役員による巡回指導の実施（月1回）
- ・運行管理者会議の開催（月1回）
- ・飲酒運転防止対策委員会を開催し、飲酒運転撲滅への取り組み
- ・ヒヤリハットの情報の収集、共有と事故防止への活用
- ・自然災害に対する具体的な対応策の策定
- ・運転手に対する脳健診などの受診

7. 初任運転者に対する指導について

当社では、新たに入社した運転者に対し、道路運送法等の関係法令を遵守するとともに、安全運行の確保及びお客様に安心・快適にご利用いただくため、必要な知識・技能の習得を目的として、以下の内容による初任運転者教育を実施しております。

教育担当者

統括運行管理者、運行管理者、指導運転者

教育使用車種

大型貸切バス、中型貸切バス（運転者が実際に乗務する車種と同一の車両）

① 座学指導（10 時間以上）

国土交通省発行の「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づき、座学による教育を実施します。

☆指導内容

- バスの安全運行及び旅客の安全を確保するために遵守すべき事項
- バスの構造上の特性、日常点検の方法及び車両整備に関する知識
- 乗車中の旅客の安全確保に関する事項（シートベルト着用の徹底等）
- 危険予知及び危険回避の方法並びに緊急時における対応方法
- ASV（先進安全自動車）搭載車両の適切な運転方法
- ドライブレコーダーの記録を活用した運転特性の把握及び改善指導
- 適性診断（初任診断）の結果に基づく個別指導
- 入社時健康診断結果に基づく健康管理指導
- 「就業規則」「乗務員服務規律」等の社内規程に関する教育
- お客様対応及び接客マナーに関する教育

② 実技指導（20 時間以上）

実際に乗務する貸切バス車両を使用し、運行管理者及び指導運転者が添乗のうえ、運転操作、運転技術、道路状況への対応能力及び安全確認方法について実践的な指導を行います。

☆指導内容

- 基本的な運転操作及び車両感覚の習得
- 安全確認及び危険予知運転の実践
- 運行頻度の高い観光地及び主要施設への運行訓練
- 高速道路及び一般道路における走行訓練
- 朝夕の渋滞が予想される道路での運転訓練
- 山岳道路（大垂水峠、富士山方面等）における運転訓練
- 道幅の狭い国道及び一般道路での運転訓練
- 各施設の駐車場や乗降場所における進入・退出訓練
- 危険箇所及び事故多発地点における安全運転指導

以上の教育を通じて、運転者が安全かつ確実な運行を行えるよう継続的な指導・監督を実施しております。

8. 輸送の安全に関する予算等の実績額

・令和7年度実績

安全輸送に関する設備費（車両購入・タイヤ・ドラレコ等含む） 138,100 千円

従業員教育指導・健康管理に関する費用 2,615 千円

・令和8年度予算

安全輸送に関する設備費（車両購入・タイヤ・ドラレコ等含む） 210,000 千円

従業員教育指導・健康管理に関する費用 3,500 千円

9. 事故・災害時における緊急連絡組織体制

- ・別紙 「事故・災害における緊急連絡組織体制図」

10. 輸送の安全に関する内部監査計画

- ・安全管理規程第15条に基づき、令和8年度中に選任した監査員により各営業所監査を実施し、指導・確認事項をチェックし後日、改善状況を点検します。

10. 安全統括管理者・安全管理規定

- ・安全統括管理者 代表取締役 保坂潤
- ・安全管理規定 別紙のとおり

11. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- ・別紙 「令和8年度乗務員年間教育指導計画」